令和元年度 中核市市長会総会

（議案資料）

日　時　　令和元年５月２９日（水）

１３：００～１５：００

会　場　　都市センターホテル

３階　コスモスホール

＜目　次＞

議 事
（１）議案第１号　平成３０年度事業報告…… Ｐ１
（２）議案第２号　平成３０年度収入支出決算報告…… Ｐ５
（３）議案第３号　令和元年度役員体制（案）…… Ｐ８
（４）議案第４号　令和元年度事業計画（案）…… Ｐ10
（５）議案第５号　令和元年度収入支出予算（案）…… Ｐ14
（６）議案第６号　国の施策及び予算に関する提言（案）…… Ｐ17
（７）地方分権改革に関する提案募集について …… Ｐ18
（８）令和元年度プロジェクトについて
① 圏域発展の連携手法検討プロジェクト …… Ｐ24
② デジタルガバメント実現に向けた検討プロジェクト …… Ｐ25
③ 災害対応・防災力の強化プロジェクト …… Ｐ26
（９）中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について … Ｐ28
（10）指定都市市長会及び全国施行時特例市市長会との
連携について …… Ｐ30
（11）「中核市サミット２０１９in 長野」について …… Ｐ32
（12）「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」
について …… P34
（13）「児童虐待防止検討プロジェクト」について …… P36
（14）風しんに関する追加的対策の実施に係る財政措置等を求める
緊急要望について …… P40
（15）その他 …… P42

【議案第１号】

平成３０年度　事 業 報 告

＜平成３０年＞

5月14日(月)　■総会　（東京都千代田区：都市センターホテル）

・講演「中核市に期待するもの」
講師：香山　充弘 氏（一般財団法人地方債協会会長）
・平成２９年度事業報告及び平成２９年度収入支出決算報告
・平成３０年度役員体制（案）
・平成３０年度事業計画（案）及び平成３０年度収入支出予算（案）
・「国の施策及び予算に関する提言（案)」３１項目　採択
・地方分権改革に関する提案募集について
・平成３０年度プロジェクトについて
・「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」について
・「指定都市市長会」及び「全国施行時特例市市長会」との連携について

■第１回プロジェクト会議　（同上）

・「幼児教育・保育の無償化検討プロジェクト」
「地方への人材還流プロジェクト」
「スポーツを核としたまちづくりプロジェクト」
各活動計画及び意見交換　など

■「平成３１年度国の施策及び予算に関する提言」を
自由民主党、公明党、中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会、
内閣府、総務省及び厚生労働省　に提出

7月11日(水)　■会長職務代理者である太田豊田市長の御提案により、役員市長等による「平成３０年７月豪雨」対応について緊急協議
（東京都千代田区：ホテルルポール麹町）

7月24日(月)　■指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会
連携担当市長会議　（東京都千代田区：ホテルルポール麹町）

7月30日(月)　■平成３０年７月豪雨被害の復旧・復興を優先することから、「中核市サミット２０１８ｉｎ倉敷」開催市である倉敷市はサミットの開催中止を発表

8月16日(木)　■「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置等に関する緊急提言」を、文部科学省、厚生労働省、内閣府及び中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会　に提出

8月22日(水)　■第１８回総務大臣と中核市市長との懇談会
（第１４回総務大臣と施行時特例市長との懇談会　合同開催）
（東京都千代田区：全国都市会館）

■中核市市長会議　　（東京都千代田区：都市センターホテル）

・「大阪府北部を震源とする地震」について

・「平成３０年７月豪雨」について

・プロジェクト活動報告について

・公立学校施設整備（空調設備）の財政支援の拡充に関する緊急要請について

・中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

・地方分権改革に関する提案募集について

・税制改正要望について

・指定都市市長会及び全国施行時特例市市長会との連携事業について

・「中核市サミット２０１８ in 倉敷」開催の中止について

・「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」について

■「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」
世話役議員と中核市市長会役員市長の懇談会
（東京都千代田区：ホテルルポール麹町）

■「公立学校施設整備（空調設備）の財政支援の拡充に関する緊急要請」を文部科学省　に提出

9月27日（木）　■「大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請」を内閣府、国土交通省及び財務省　に提出

■指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会
会長・連携担当市長会議　　（東京都千代田区：ホテルルポール麹町）

■「人口減少社会を克服する活力ある地域社会の実現に向けた共同提言」を総務省及び内閣府　に提出

10月19日（金）　■中核市市長会議　　（東京都千代田区：全国都市会館）

・大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請について（中核市市長会）

・大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請について
（中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会）

・中核市市長会災害相互応援協定に基づく応援経費の負担について

・プロジェクト活動報告について

・中核市市長会提言書等採択について

◆幼児教育・保育の無償化に関する提言

◆「地方への人材還流」に向けた取組に関する提言

◆スポーツを核としたまちづくりに向けた提言

◆平成３１年度税制改正に関する要請

・中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

・指定都市市長会及び全国施行時特例市市長会との連携事業について

・平成３１年度事業計画案について

・「中核市サミット２０１９ｉｎ長野」の開催について

・中核市サミット開催市の決定方法について

・「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」について
・中核市市長会東京事務所職員派遣に関する新たな手法について

10月31日（水）　■山形市、福井市、甲府市及び寝屋川市を中核市に指定する政令が公布

11月15日（木）　■「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会
（東京都千代田区：衆議院第一議員会館）
・中核市市長会の活動状況について
・「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動状況について
・提言、緊急要請等について
幼児教育・保育の無償化、地方への人材還流、スポーツを核とした
まちづくり、平成３１年度税制改正、大規模地震及び豪雨災害、
公立学校施設整備（空調設備）の財政支援の拡充
・意見交換

■「幼児教育・保育の無償化に関する提言」
「地方への人材還流に向けた取組に関する提言」
「スポーツを核としたまちづくりに向けた提言」
「平成３１年度税制改正に関する要請」を
自由民主党、公明党、内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省及び総務省に提出

＜平成31年＞
1月23日（水）　■「中核市における児童相談所の設置に関する緊急要請」を厚生労働省に提出、中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会会長へ要請活動を報告

■役員市長会議　（東京都千代田区：都市センターホテル）

【その他の活動等】

〇人事交流（平成３０年度人事交流について）
・横須賀市と松山市との間で観光業務において１名の相互交流

〇広報活動等
パンフレットの作成・配付、都市要覧の作成、メールマガジンの配信

〇中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会
・９月２８日（金）、緊急集会で「大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請」を決議し、内閣府及び国土交通省へ提出

【議案第２号】

平成３０年度収入支出決算報告

令和元年５月２９日提出

平成３０年度中核市市長会収入支出決算を次のように調製したので報告する。

会　長　倉敷市長　伊東　香織

平成３０年度中核市市長会収入支出決算

収入決算額	３９，２４４，１８５円
支出決算額	２２，７２８，８９３円
収入支出差引額	１６，５１５，２９２円
次年度繰越額	１６，５１５，２９２円

【議案第２号】

平成30年度収入支出決算（案）

収入　　（単位：円）

科　目	予算額 当初予算額	補正予算額		計	収入済額	予算額に対する増減額	備　考
1 会　費	27,000,000			27,000,000	27,000,000	0	会員市　500千円×54市
2 負担金	300,000			300,000	325,000	25,000	中核市候補市　30千円×11市 一宮市は途中加入のため25千円
3 雑　入	340,000			340,000	400,111	60,111	関係団体会議費負担金 普通預金利子、雇用保険料本人負担分
4 繰越金	11,519,000			11,519,000	11,519,074	74	平成30年度予算計上時の繰越額の千円単位切り上げによる差額
合　計	39,159,000			39,159,000	**39,244,185**	85,185	

支出

科　目	予算額 当初予算額	補正予算額	流用	計	支出済額	不用額	備　考
1 事務所費	**6,577,000**		**1,401,539**	**7,978,539**	**7,965,317**	**13,222**	
(1)旅費	144,000		60,315	**204,315**	201,413	2,902	都内交通費及びタクシーパスモ（提言活動用）
(2)需用費	831,000		236,945	**1,067,945**	1,067,945	0	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
(3)役務費	947,000		166,120	**1,113,120**	1,113,120	0	通信運搬費、手数料等
(4)委託料	428,000			**428,000**	427,680	320	ホームページ管理運営業務委託費
(5)使用料及び賃借料	4,165,000		688,119	**4,853,119**	4,853,119	0	家賃、電話設備使用料、複合機利用料
(6)備品購入費	34,000		250,040	**284,040**	284,040	0	事務機器等
(7)負担金	28,000			**28,000**	18,000	10,000	研修参加費等
2 会 議 費	**4,341,000**		**701,874**	**5,042,874**	**4,817,381**	**225,493**	
(1)市長会議費	1,212,000		365,996	1,577,996	1,577,996	0	総会、市長会議費
(2)役員市会議費	630,000			630,000	500,754	129,246	役員市長会議費
(3)プロジェクト会議費	1,762,000		368,203	2,130,203	2,130,203	0	プロジェクト会議費
(4)事務担当者会議費	737,000		△ 32,325	704,675	608,428	96,247	事務担当者会議費等
(5)候補市事務担当者会議費	0			0	0	0	候補市事務担当者会議費
3 事 業 費	**10,435,000**		**△ 2,103,413**	**8,331,587**	**3,940,762**	**4,390,825**	
(1)提言活動費	230,000		109,270	**339,270**	339,270	0	提言書作成費等
(2)関係団体連携推進費	2,147,000			**2,147,000**	1,704,492	442,508	総務大臣懇談会費、国会議員の会等
(3)中核市交流促進費	6,000,000		△ 1,446,500	**4,553,500**	1,066,810	3,486,690	中核市サミット開催助成費
(4)防災活動連携推進費	558,000			**558,000**	96,660	461,340	防災担当者会議費等
(5)調査研究費	700,000			**700,000**	700,000	0	調査研究委託費
(6)連絡調整費	800,000		△ 766,183	**33,817**	33,530	287	各会議の開催に伴う旅費
4 人件費	**6,021,000**		**0**	**6,021,000**	**6,005,433**	**15,567**	
(1)給与費	4,320,000			**4,320,000**	4,320,000	0	
(2)職員手当費	816,000		△ 102,013	**713,987**	698,420	15,567	時間外勤務手当、通勤手当
(3)共済費	873,000		101,917	**974,917**	974,917	0	社会保険料等
(4)福利厚生費	12,000		96	**12,096**	12,096	0	所員定期健康診断受診費
5 予 備 費	**11,785,000**		**0**	**11,785,000**	**0**	**11,785,000**	
合　計	39,159,000			39,159,000	**22,728,893**	16,430,107	
翌年度繰越額					**16,515,292**		収入額－支出額

平成３０年度収入支出決算について

本決算を審査した結果、収入支出いずれも適正なる執行と認める。

令和元年 5 月 20 日

監事　いわき市長　　清　水　敏　男　　印

監事　尼崎市長　　稲　村　和　美　　印

【議案第３号】

令和元年度　役員体制（案）

役職	市長名
会長	豊 田 市 長 太　田　稔　彦　**【新任】**※平成２８～３０年度 副会長
副会長	宮 崎 市 長　（九州ブロック） 戸　敷　　正　※会長職務代理者
	柏 市 長　（関東ブロック） 秋　山　浩　保　**【再任】**
	高 知 市 長　（中国・四国ブロック） 岡　﨑　誠　也
	盛 岡 市 長　（北海道・東北ブロック） 谷　藤　裕　明　**【新任】**
	岡 崎 市 長　（北信越・東海ブロック） 内　田　康　宏　**【新任】**
監事	高 槻 市 長　（会長推薦） 濱　田　剛　史　**【新任】**※平成２９・３０年度　副会長
	尼 崎 市 長　（近畿ブロック） 稲　村　和　美

顧問	長 崎 市 長 田　上　富　久
	豊 橋 市 長 佐　原　光　一
	奈 良 市 長 仲　川　げ　ん
	倉 敷 市 長 伊　東　香　織　**【新任】**

中核市・中核市候補市一覧表（令和元年5月29日）

【中核市：５８市】

地域ブロック	No.	都市名	市長
北海道・東北（１０市）	1	函館市	工藤　壽樹
	2	旭川市	西川　将人
	3	青森市	小野寺　晃彦
	4	八戸市	小林　眞
	5	（副会長）盛岡市	谷藤　裕明
	6	秋田市	穂積　志
	7	山形市	佐藤　孝弘
	8	福島市	木幡　浩
	9	郡山市	品川　萬里
	10	いわき市	清水　敏男
関東（１１市）	11	宇都宮市	佐藤　栄一
	12	前橋市	山本　龍
	13	高崎市	富岡　賢治
	14	川越市	川合　善明
	15	川口市	奥ノ木　信夫
	16	越谷市	高橋　努
	17	船橋市	松戸　徹
	18	（副会長）柏市	秋山　浩保
	19	八王子市	石森　孝志
	20	横須賀市	上地　克明
	21	甲府市	樋口　雄一
北信越・東海（８市）	22	富山市	森　雅志
	23	金沢市	山野　之義
	24	福井市	東村　新一
	25	長野市	加藤　久雄
	26	岐阜市	柴橋　正直
	27	（顧問）豊橋市	佐原　光一
	28	（副会長）岡崎市	内田　康宏
	29	（会長）豊田市	太田　稔彦
近畿（１３市）	30	大津市	越　直美
	31	豊中市	長内　繁樹
	32	（監事）高槻市	濵田　剛史
	33	枚方市	伏見　隆
	34	八尾市	大松　桂右
	35	寝屋川市	広瀬　慶輔
	36	東大阪市	野田　義和
	37	姫路市	清元　秀泰
	38	（監事）尼崎市	稲村　和美
	39	明石市	泉　房穂
	40	西宮市	石井　登志郎
	41	（顧問）奈良市	仲川　げん
	42	和歌山市	尾花　正啓
中国・四国（９市）	43	鳥取市	深澤　義彦
	44	松江市	松浦　正敬
	45	（顧問）倉敷市	伊東　香織
	46	呉市	新原　芳明
	47	福山市	枝広　直幹
	48	下関市	前田　晋太郎
	49	高松市	大西　秀人
	50	松山市	野志　克仁
	51	（副会長）高知市	岡﨑　誠也
九州（７市）	52	久留米市	大久保　勉
	53	（顧問）長崎市	田上　富久
	54	佐世保市	朝長　則男
	55	大分市	佐藤　樹一郎
	56	（副会長）宮崎市	戸敷　正
	57	鹿児島市	森　博幸
	58	那覇市	城間　幹子

【中核市候補市：９市】

No.	都市名	市長
59	水戸市	高橋　靖
60	つくば市	五十嵐　立青
61	藤沢市	鈴木　恒夫
62	松本市	菅谷　昭
63	一宮市	中野　正康
64	津市	前葉　泰幸
65	四日市市	森　智広
66	吹田市	後藤　圭二
67	佐賀市	秀島 敏行

網掛けの市はH31年4月1日中核市移行市

【議案第４号】

令和元年度 事業計画（案）

１　市長出席行事

（１） 中核市市長会議

- 中核市市長会総会　【5 月 29 日（水)】
- 中核市市長会議　【8 月 20 日（火)】
- 中核市市長会議 in 長野　【長野市　11 月 1 日（金)】

（２） プロジェクト会議　【3 回程度開催（総会・市長会議の同日又は前日)】

（３） 中核市サミット 2019in 長野　【長野市　10 月 31 日（木)】

（４） 総務大臣と中核市市長との懇談会　【8 月 20 日（火）（市長会議同日)】

（５） 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会

- 世話役議員と役員市長等との懇談会【8 月 20 日（火)】＜役員市・担当市＞
- 会員勉強会　【11 月】

（６） 役員市長会議　【年 4 回開催】 ＜役員市＞

（中核市市長会総会・中核市市長会議の同日及び令和 2 年 1 月中旬）

（７） 国及び関係機関に対する提言等 ＜役員市、幹事市、担当市＞

- 国の施策及び予算に関する提言 【総会同日 他】
- プロジェクト提言　【11 月中旬】
- 税制改正要望　【11 月中旬】
- 国に対する緊急的な提言等　【必要時随時】

２　関係団体との連携

（１） 指定都市市長会、全国施行時特例市市長会との連携

- 三市長会連携担当市長会議＜担当市＞、会長・連携担当市長会議＜会長市・担当市＞
- 経済団体との連携について検討

（２） 全国市長会等との連携【必要時随時】

※ ＜　　＞で出席市等を記載している会議以外は全市対象

※ 開催地の記載のない行事はすべて東京開催

３　情報発信

- ホームページの更新
- 都市要覧の作成
- パンフレットの作成
- メールマガジンの配信

【令和元年度の主な会議等の年間予定】

	市長出席会議等
4 月	
5 月	総会、プロジェクト会議（5/29）
6 月	
7 月	
8 月	総務大臣と中核市市長との懇談会、市長会議、プロジェクト会議（8/20）
9 月	
10 月	中核市サミット 2019in 長野、プロジェクト会議（10/31）
11 月	中核市市長会議 in 長野(11/1)、国会議員の会勉強会
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

※ 全市又は希望する会員市が出席対象となる会議のみ抜粋

【議案第4号 参考資料】

令和元年度プロジェクト及び特命事業　構成市一覧

	プロジェクト			特命事業	
名称	圏域発展の連携手法検討プロジェクト	デジタルガバメント実現に向けた検討プロジェクト	災害対応・防災力の強化プロジェクト	中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会	指定都市市長会・全国施行時特例市市長会との連携事業
幹事市 担当市	盛岡市	柏市	高槻市	岡崎市	尼崎市
構成市	旭川市	八戸市	函館市	明石市	
	青森市	福島市	いわき市		
	秋田市	郡山市	越谷市		
	山形市	宇都宮市	八王子市		
	高崎市	前橋市	富山市		
	金沢市	川越市	枚方市		
	福井市	川口市	寝屋川市		
	甲府市	船橋市	鳥取市		
	長野市	横須賀市	倉敷市		
	岐阜市	大津市	呉市		
	豊橋市	豊中市	福山市		
	姫路市	八尾市	下関市		
	松江市	東大阪市	松山市		
	佐世保市	西宮市	大分市		
		奈良市	鹿児島市		
		和歌山市	那覇市		
		高松市			
		久留米市			
		長崎市			
構成市数	１４市	１９市	１６市	１市	―

その他の担当市

名称	担当市
地方分権改革に関する提案募集	高知市
税制改正要望	宮崎市

【議案第５号】

令和元年度収入支出予算（案）

令和元年５月２９日提出

令和元年度中核市市長会収入支出予算は、次に定めるところによる。

会　長　豊田市長　太田　稔彦

【議案第５号】

令和元年度収入支出予算（案）

単位：千円

収入

科　目	本年度予算額	前年度決算額（円）	前年度予算額	増減	説　明
1 会　費	29,000	27,000,000	27,000	2,000	会費500千円×58市（会員市）※新規加入4市：山形市、甲府市、福井市、寝屋川市
2 負担金	270	325,000	300	△ 30	負担金30千円×9市（候補市）　※候補市4市が中核市に移行。松本市及び佐賀市が平成31年4月に参加
3 雑　入	340	340,000	340	0	普通預金利子、雇用保険料本人負担分 総務大臣懇談会・連携事業会場借上料等負担金（全国施行時特例市市長会）
4 繰越金	16,515	11,519,000	11,519	4,996	中核市サミットの開催中止等に伴う繰越金増
合　計	46,125	39,184,000	39,159	6,966	

支出

科　目	本年度予算額	前年度決算額（円）	前年度予算額	増減	説　明（主なもの）
1 事務所費	11,874	7,965,317	6,577	5,297	
(1)旅費	424	201,413	144	280	都内交通費　36千円×4人＝144千円 中核市東京事務所長会研修会（会場未定）100千円 全国都市問題会議（鹿児島県霧島市）100千円 次期派遣者事務引継ぎ80千円
(2)需用費	1,120	1,067,945	831	289	消耗品費（会議用立名札、事務消耗品、新聞、参考図書）　380千円 印刷製本費（パンフレット等）　430千円 光熱水費　280千円 修繕費　30千円
(3)役務費	1,214	1,229,760	947	267	通信運搬費（郵送料、通信回線利用料、ijampライセンス料等）　866千円 手数料（PC設定等）　320千円 振込手数料等　28千円
(4)委託料	433	427,680	428	5	ホームページ管理運営業務委託料　433千円
(5)使用料及び賃借料	5,020	4,736,479	4,165	855	複合機利用料　1,100千円 複合機賃借料　120千円 家賃、共益費等　3,400千円 電話設備、空調費　400千円
(6)備品購入費	400	284,040	34	366	書棚、PC（2台）等
(7)補助金・負担金	3,263	18,000	28	3,235	全国都市問題会議参加負担金　10千円 中核市東京事務所長会負担金　18千円 地方自治研究機構賛助会員新規加入（年会費135千円） 地方自治研究機構開催講習会等受講費（20千円×5回）。 派遣職員の転居に伴う住居費等の補助　3,000千円　1,000千円×3名
2 会議費	6,170	4,817,381	4,341	1,829	
(1)市長会議費	1,350	1,577,996	1,212	138	総会、市長会議費（会場借上料・設備使用料・議事録作成費等）　会場借上600千円×2回
(2)役員市長会議費	680	500,754	630	50	役員市長会議費（会場借上料・設備使用料・議事録作成費等）　会場借上200千円×3回
(3)プロジェクト会議費	1,840	2,130,203	1,762	78	プロジェクト会議費（会場借上料・設備使用料・議事録作成費等）　1,440千円 PJ指導者又は講師代（100千円×4PJ）　400千円
(4)事務担当者会議費	2,300	608,428	737	1,563	会場借上料等 ・事務担当者会議　200千円×2回 ・役員市担当者会議　100千円×3回 ・PJ担当者会議　200千円×3PJ×2回 ・人事担当者会議　200千円 ・候補市担当者会議　100千円 講師謝礼　100千円

科　目	本年度予算額	前年度決算額(円)	前年度予算額	増減	説　明(主なもの)
3 事 業 費	**11,350**	3,940,762	10,435	**915**	
(1)提言活動費	**550**	339,270	230	**320**	提言書提出に係る諸経費　150千円(タクシー代) ※H30実績に伴う増 概算予算要求要望書印刷費　200千円 国の施策及び予算に関する提言検討会議　100千円×2回
(2)関係団体連携推進費	**1,900**	1,704,492	2,147	**△ 247**	総務大臣との懇談会費(会場借上料・設備使用料・議事録作成費等)　600千円 指定都市・中核市・特例市連携関連費(会場借上料・設備使用料等)　500千円 中核市・施行時特例市連携事業関連費(会場借上料等)　300千円 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会費(会場借上料・議事録作成費等) 500千円
(3)中核市交流促進費	**6,000**	1,066,810	6,000	**0**	中核市サミット開催助成費(長野市)　6,000千円
(4)防災活動連携推進費	**600**	96,660	558	**42**	防災担当者会議等
(5)調査研究費	**1,250**	700,000	700	**550**	自治体クラウド研究会、児童養護等 地方自治研究機構との調査研究委託契約の終了
(6)連絡調整費	**1,050**	33,530	800	**250**	各会議(中核市サミット等)への出席旅費等(東京事務所職員旅費等) 「中核市サミット2019 in長野」及び事務担当者会議
4 人 件 費	**6,126**	6,005,433	6,021	**105**	
(1)給与費	**4,320**	4,320,000	4,320	**0**	所員1名　報酬(本俸)　4,320千円(年額)
(2)職員手当費	**816**	698,420	816	**0**	通勤手当　150千円 超過勤務手当　666千円
(3)共済費	**975**	974,917	873	**102**	健康保険・厚生年金保険　保険料　860千円、雇用保険料　64千円、 労災保険料　27千円、児童手当拠出金　24千円
(4)福利厚生費	**15**	12,096	12	**3**	健康診断受診費　15千円
5 予 備 費	**10,605**	—	11,785	**△ 1,180**	
合　計	**46,125**	22,728,893	39,159	**6,966**	

【議案第６号】

国の施策及び予算に関する提言
（案）

別　　紙

【議事７】

地方分権改革に関する提案募集について

「平成 31 年　地方分権改革に関する提案募集」への中核市市長会としての対応を検討するため、平成31 年2月 25 日(月)～3月 29 日(金)に会員市に提案を募集した。

応募のあった9件の提案項目について、平成 31 年4月 10 日(水)～4月 22 日(月)に改めて提案可否の意向調査を行い、その結果を踏まえ、各市からの提案への賛同が多かった4件を精査し、最終的に1件を提案する。

表　提案可否の意向調査結果一覧

番号	分類	提案案件	①提案すべき	②提案してもよい	③どちらかというと提案すべきでない	④提案すべきでない	⑤どちらともいえない	計
1	権限移譲	県費負担教職員の給与負担等の財源移譲を含む人事権等の権限移譲	8	4	7	10	27	56
			14%	7%	13%	18%	**48%**	100%
2	規制緩和	「応急修理」と「借り上げ型仮設住宅」の併用の緩和	17	27	0	0	12	56
			30%	**48%**	0%	0%	22%	100%
3	**規制緩和**	**「借上型仮設住宅」の借り換えを柔軟に運用**	**12**	**29**	**3**	**0**	**12**	**56**
			22%	**52%**	**5%**	**0%**	**22%**	**100%**
4	規制緩和	保育所における医療的ケア児の受入れ可否の明確化	11	12	8	1	24	56
			20%	21%	14%	2%	**43%**	100%
5	規制緩和	消防活動における墜落制止用器具の使用義務付けに係る緩和措置	25	10	5	3	13	56
			45%	**18%**	9%	5%	23%	100%
6	規制緩和	固定資産の価格を決定する第三者機関等の設置による適正価格の決定	8	19	3	0	26	56
			14%	34%	5%	0%	**47%**	100%
7	規制緩和	農用地等に含まれない土地へ自治公民館等の追加、開発許可の不要措置	3	14	6	4	29	56
			5%	25%	11%	7%	**52%**	100%
8	規制緩和	建築確認に関する事務の権限を有する者を個人から法人への変更	19	20	3	1	13	56
			34%	**36%**	5%	2%	23%	100%
9	規制緩和	医療機関受診の際に、患者に対して身分証の提示を求める権限の付与	4	19	5	0	28	56
			7%	34%	9%	0%	**50%**	100%

(1) 提案選定の考え方

- ◆ 提案内容については、地域の実情等により、提案が実現することにより新たな課題が生じる懸念もあることから、提案可否の意向調査における「提案すべき・提案してもよい」と「どちらかというと提案すべきでない・提案すべきでない」「どちらともいえない」の比率を比較検討した。
- ◆ 特に、「提案すべき・提案してもよい」の割合が低いもの(概ね 50%に達していないもの)や「どちらともいえない」の割合が高いもの(概ね 50%程度以上のもの)については、中核市市長会全体として提案することは、現時点において判断が分かれる状況であり、慎重な対応や検討が必要である観点から、選定から除外するといった方向で対応した。

(2) 提案する案件（1件）

「借り上げ型仮設住宅」の借り換えの柔軟な運用について

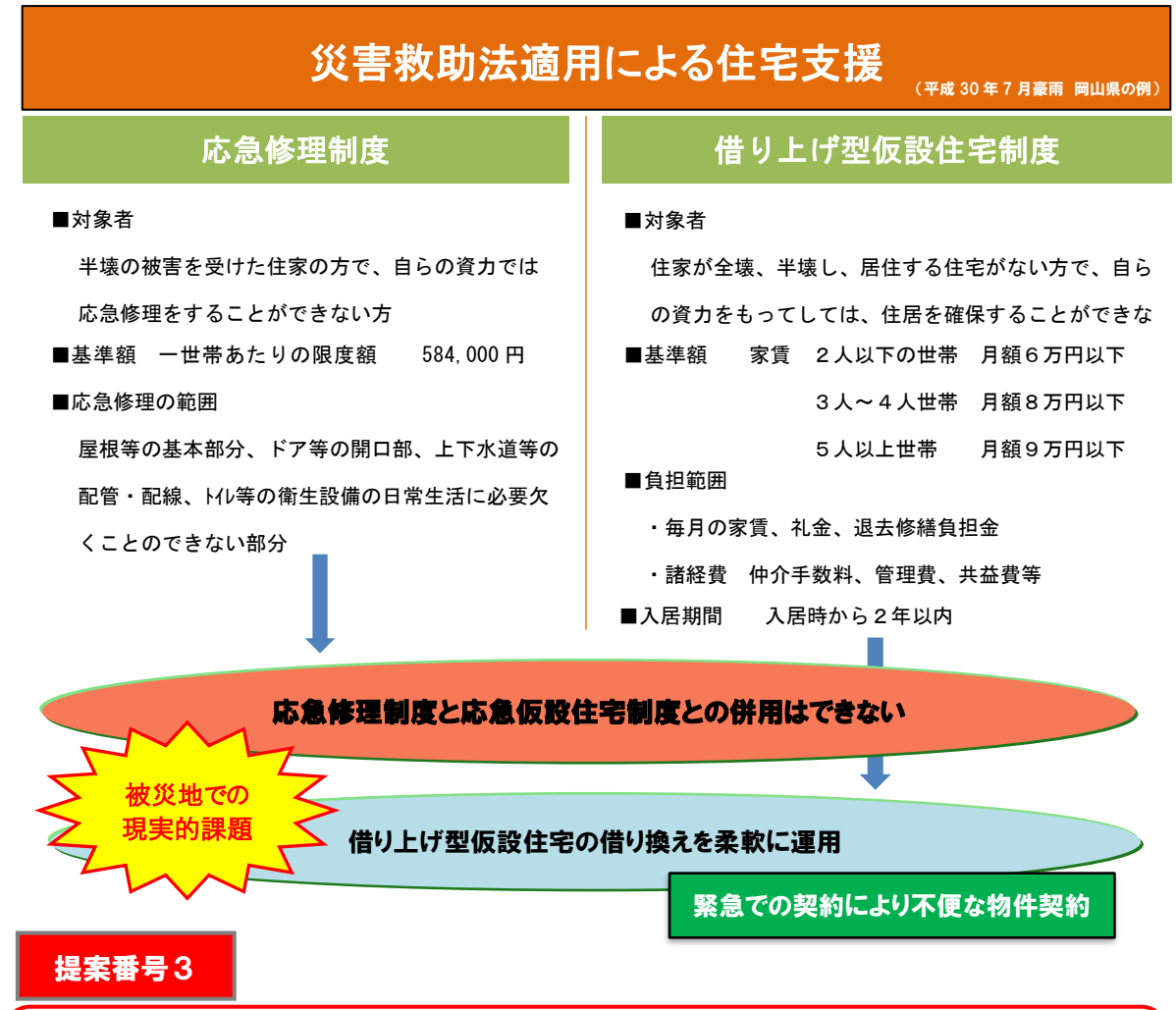

家賃の減額又は同額となり、かつ、転居にかかる費用は自己負担とする場合については、公費負担が増大することは無く、個々の案件の協議に要する時間も必要無いことから、借り換えを認める条件として個別事項に追記することについて、要件緩和を求めるものである。

(3) 提案の賛同が多かったが、取り下げる案件と理由（3件）

2　「応急修理」と「借り上げ型仮設住宅」の併用の緩和

・内閣府との事前相談において、予算事業の新設提案のため、提案募集の要件外であるとされたため。

5　消防活動における墜落制止用器具の使用義務付けに係る緩和措置

・「墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合」に該当するかどうかについては、各消防本部の判断に委ねられており、既に多くの自治体では、「使用が著しく困難な場合」に該当すると判断し、運用しているため。

8　建築確認に関する事務の権限を有する者を個人から法人への変更

・平成 16 年の行政事件訴訟法の改正により、訴訟の被告は建築主事から特定行政庁とされることとなっているため、今回のような支障事例が解消されている。また、建築主事の担い手の不足の解消になるかは不透明であると判断するため。

(4) 各案件の内容と対応

1 ＜県費負担教職員に関する提案＞

区分	提案項目の内容	提案可否の意向調査結果	回答数(割合)	
権限移譲	県費負担教職員の給与負担等の財源移譲を含む人事権等の権限移譲を求めるもの	提案すべき	8	21%
		提案してもよい	4	
		どちらかというと提案すべきでない	7	31%
		提案すべきでない	10	
		どちらともいえない	27	48%
	(「提案すべきでない・どちらかというと提案すべきでない」と回答した理由(例)) ・組織改編及び構築、人事交流の仕組みなどが必要であり、市独自で安定した人材を確保することが難しい。 ・事務担当者の業務量の増加や財政負担が見込まれるため。 ・地域による教育の質に差が出るため。			

→提案可否の意向調査結果により、選定に至らず。

2 ＜応急修理と借り上げ型仮設住宅に関する提案＞

区分	提案項目の内容	提案可否の意向調査結果	回答数(割合)	
規制緩和	「応急修理」と「借り上げ型仮設住宅」の併用の緩和を求めるもの	提案すべき	17	78%
		提案してもよい	27	
		どちらかというと提案すべきでない	0	0%
		提案すべきでない	0	
		どちらともいえない	12	22%
	(「提案すべき・提案してもよい」と回答した理由(例)) ・修理に時間を要することもあり、避難所の生活が長期間になることから被災者の精神的負担及び自治体の経済的負担・人的負担が大きいため。 ・行政サービスの早期再開につながるため。			

→事前相談の結果により、選定に至らず。

3 ＜借り上げ型仮設住宅の借り換え関する提案＞

区分	提案項目の内容	提案可否の意向調査結果	回答数(割合)	
規制緩和	「借り上げ型仮設住宅」の借り換えを柔軟に運用できるよう求めるもの	提案すべき	12	73%
		提案してもよい	29	
		どちらかというと提案すべきでない	3	5%
		提案すべきでない	0	
		どちらともいえない	12	22%
	(「提案すべき・提案してもよい」と回答した理由(例)) ・被災者の負担軽減だけでなく、家賃の低い物件への借り換えを前提とすれば、国費の支出抑制の効果も期待できるため。 ・被災者の生活状況に応じた住まいに入居できない可能性があり、柔軟に運用する必要があるため。			

→提案案件として選定。

4 ＜保育所における医療的ケア児に関する提案＞

区分	提案項目の内容	提案可否の意向調査結果	回答数(割合)	
規制緩和	保育所において医療的ケア児童の受け入れ可否を参照する国の明確な基準を求めるもの	提案すべき	11	**41%**
		提案してもよい	12	
		どちらかというと提案すべきでない	8	16%
		提案すべきでない	1	
		どちらともいえない	24	**43%**
	(「提案すべきでない・どちらかというと提案すべきでない」と回答した理由(例)) ・受け入れの可否を限定的に規制すると、個々の児童についてきめ細やかな対応ができなくなる恐れがあるため。 ・明確化することは、規制緩和ではなく、規制強化につながると考えるため。			

→提案可否の意向調査結果により、選定に至らず。

5 ＜消防活動における墜落制止用器具に関する提案＞

区分	提案項目の内容	提案可否の意向調査結果	回答数(割合)	
規制緩和	高所(6.75m超)で作業を行う場合には、フルハーネス型の墜落制止用器具の使用義務付けの緩和措置を求めるもの	提案すべき	25	**63%**
		提案してもよい	10	
		どちらかというと提案すべきでない	5	14%
		提案すべきでない	3	
		どちらともいえない	13	23%
	(「提案すべきでない・どちらかというと提案すべきでない」と回答した理由(例)) ・高所作業(防火衣着装時)は、ガイドライン第 4 の 4(1)「墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合」に該当すると判断し，すでに運用している中で、義務化されることを危惧するため。 ・消防活動を行うなかで、安全面に対する懸念が生じる恐れがある。			

→現在の運用を踏まえ、選定に至らず。

6 ＜固定資産価格に関する提案＞

区分	提案項目の内容	提案可否の意向調査結果	回答数(割合)	
規制緩和	適正な固定資産の価格を決定する第三者機関等の設置による適正な価格を決定する規定を求めるもの	提案すべき	8	**48%**
		提案してもよい	19	
		どちらかというと提案すべきでない	3	5%
		提案すべきでない	0	
		どちらともいえない	26	**47%**
	(「提案すべきでない・どちらかというと提案すべきでない」と回答した理由(例)) ・国有財産等所市町村交付金法第 9 条第 6 項により、総務省が仲裁に入る規定が整備されていることから提案には至らない。			

→提案可否の意向調査結果により、選定に至らず。

7 ＜開発許可に関する提案＞

区分	提案項目の内容	提案可否の意向調査結果	回答数(割合)	
規制緩和	農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地へ自治公民館等の追加、開発許可を不要とするもの	提案すべき	3	**30%**
		提案してもよい	14	
		どちらかというと提案すべきでない	6	18%
		提案すべきでない	4	
		どちらともいえない	29	**52%**
	(「提案すべきでない・どちらかというと提案すべきでない」と回答した理由(例)) ・自治公民館等の集会所であっても新たに整備することが困難な状況には該当しないのではないか。 ・農用地内区域であっても要件を満たせば、開発することが可能であるため。			

→提案可否の意向調査結果により、選定に至らず。

8 ＜建築確認の事務権限に関する提案＞

区分	提案項目の内容	提案可否の意向調査結果	回答数(割合)	
規制緩和	建築確認に関する事務の権限を有する者を人(建築主事)から法人(特定行政庁)への変更を求めるもの	提案すべき	19	**70%**
		提案してもよい	20	
		どちらかというと提案すべきでない	3	7%
		提案すべきでない	1	
		どちらともいえない	13	23%
	(「提案すべき・提案してもよい」と回答した理由(例)) ・建築主事が実質の被告となる訴訟事例が継続的に発生しており、個人にかかる責任や負担が極めて過大となっているため。 ・建築主事の担い手が将来的に不足することが懸念されるため。			

→現行の法律において支障事例を解消しているため、選定に至らず。

9 ＜医療機関受診時における身分証提示に関する提案＞

区分	提案項目の内容	提案可否の意向調査結果	回答数(割合)	
規制緩和	医療機関受診の際に、患者に対して身分証の提示を求める権限を付与するよう求めるもの	提案すべき	4	**41%**
		提案してもよい	19	
		どちらかというと提案すべきでない	5	9%
		提案すべきでない	0	
		どちらともいえない	28	**50%**
	(「提案すべきでない・どちらかというと提案すべきでない」と回答した理由(例)) ・他の保険との兼ね合いもあり、市町村国保だけでの実現は難しい。 ・義務付けた場合は、身分証を提示しない者とのトラブルや利用者の不満、現場の負担が増大するため。			

→提案可否の意向調査結果により、選定に至らず。

(5) 今後の予定

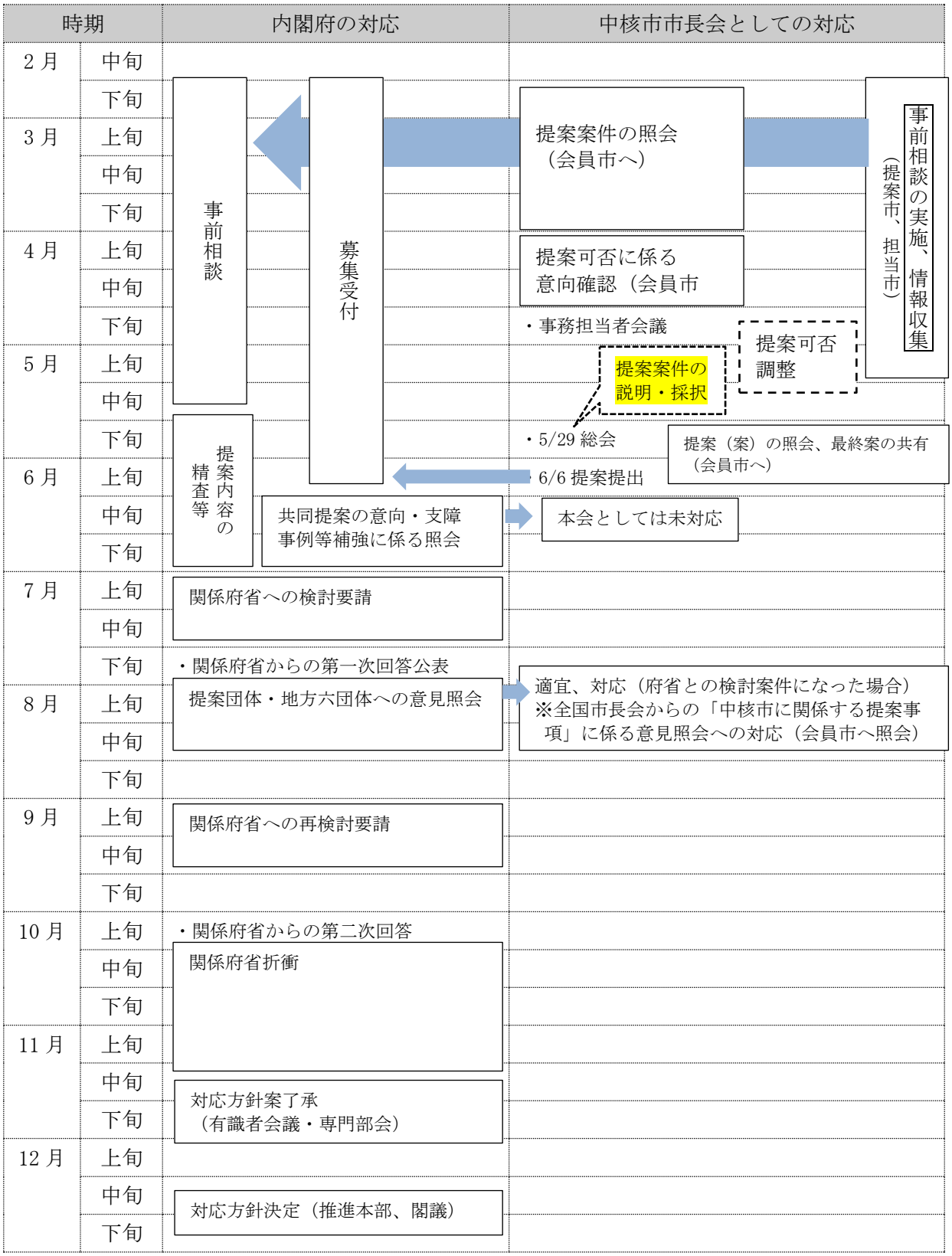
時期
内閣府の対応
中核市市長会としての対応
2 月
中旬
下旬
3 月
上旬
中旬
下旬
4 月
上旬
中旬
下旬
5 月
上旬
中旬
下旬
6 月
上旬
中旬
下旬
7 月
上旬
中旬
下旬
8 月
上旬
中旬
下旬
9 月
上旬
中旬
下旬
10 月
上旬
中旬
下旬
11 月
上旬
中旬
下旬
12 月
上旬
中旬
下旬
事前相談
募集受付
提案案件の照会
（会員市へ）
事前相談の実施、情報収集
（提案市、担当市）
提案可否に係る
意向確認（会員市
・事務担当者会議
提案可否
調整
提案案件の
説明・採択
・5/29 総会
提案（案）の照会、最終案の共有
（会員市へ）
6/6 提案提出
提案内容の
精査等
共同提案の意向・支障
事例等補強に係る照会
本会としては未対応
関係府省への検討要請
・関係府省からの第一次回答公表
提案団体・地方六団体への意見照会
適宜、対応（府省との検討案件になった場合）
※全国市長会からの「中核市に関係する提案事
項」に係る意見照会への対応（会員市へ照会）
関係府省への再検討要請
・関係府省からの第二次回答
関係府省折衝
対応方針案了承
（有識者会議・専門部会）
対応方針決定（推進本部、閣議）

【議事８－１】

活動計画

プロジェクト名	圏域発展の連携手法検討プロジェクト	幹事市	盛岡市

調査研究テーマ		圏域の活性化と機能強化に向けた最適な連携手法についての研究	
目的		地方都市を取り巻く環境は，人口減少や高齢化社会の進展，人口の東京圏への一極集中の拡大，既存の中心市街地の衰退など，年々厳しさを増している。 経済財政諮問会議「選択する未来」委員会報告では，人口減少と高齢化社会の進展や地方圏から大都市圏への人口移動が現状のまま推移する場合，地方圏を中心に４分の１以上の地方自治体で行政機能をこれまで通りに維持していくことは困難になるおそれがあるとしている。 これら厳しさを増す，地方の現状と将来予測を鑑みて，中核市として，活力ある都市圏を形成し，地方の人口流出に歯止めをかけ，持続可能な都市圏を創造するため，各地域の先進事例の調査や専門家等との意見交換を行い，圏域発展の機能強化に向けた最適な連携手法について研究することを目的とする。	
内容		国では連携中枢都市圏構想を示し，現在，全国32圏域で連携中枢都市圏を形成している。また，自治体戦略2040構想研究会の報告書では，個々の市町村が行政のフルセット主義を排し，圏域単位で，あるいは圏域を超えた都市，自治体間で有機的に連携することで都市機能を維持することを提唱している。また，地方制度調査会では，圏域における地方公共団体の協力関係などについて，調査審議を行っている。 更に，先般，東京圏以外の中核市は，活力ある地域社会を維持するための拠点として，中枢中核都市に指定されたところである。 これら，国の施策や提唱する意見などについて，分析，研究するとともに，連携中枢都市圏を形成している先例市の事例研究や，プロジェクトを構成する中核市の属する圏域の特徴的な取組を調査するなどして，持続可能な都市圏を形成するための広域連携の仕組み，あるいは，従来から自治体間で培ってきた歴史，文化などのつながりによる連携の可能性について検討する。	
具体的な 調査研究事項等		・連携中枢都市圏を形成している先例市の事例研究 ・プロジェクト構成市の属する圏域の特徴的な取組の調査 ・国の支援制度の調査 ・専門家を講師にした勉強会の開催	
今後の方向性		最終的な国への提言については，調査・研究の進捗状況により検討する。	
活動予定	第1回会議に向けた活動	４月～５月	・活動計画（案）の作成 ・各市の取組状況や課題を照会し、第１回会議資料として取りまとめ
		５月29日	【第１回プロジェクト会議】 ・活動計画（案）の承認 ・各市からの回答を基に意見交換
	第2回会議に向けた活動	６月～８月	・第１回会議の資料・意見を基に現状や課題等を整理・集約 ・今後の方向性（提言活動の有無等）を検討
		８月	【第２回プロジェクト会議】 ・今後の方向性について意見交換，方向性を確認
	第3回会議に向けた活動	９月～10月	・方向性に基づき，適宜照会 ・資料（提言案又は報告書）を作成
		10月31日・ 11月１日	【第３回プロジェクト会議】 ・方向性に基づき作成した資料（提言案又は報告書）について意見交換、承認
	その他	11月～３月 随時	・提言活動又は最終報告書の作成 ・次年度への引継ぎ

活動計画

プロジェクト名	デジタルガバメント実現に向けた検討プロジェクト	幹事市	柏市

調査研究テーマ		デジタルガバメントの推進について	
目的		デジタルガバメントの推進においては，業務改革が主要な取組の１つである。制度・既存のルール・仕事のやり方に囚われずに，解決策を組立てる業務フローを再設計することが重要である。 　本調査研究では，ＩＴ化による業務改善に視点を置き，中核市共通の業務フローを見出して，提案することを目的とする。	
内容		１　定型的業務について，ＲＰＡ・ＯＣＲ導入による業務改善の効果を検証する。 ２　時間外勤務の増加が課題となっている業務について，ＩＴ化による業務改善を図り，業務改善の効果を検証する。	
具体的な調査研究事項等		１　定型的で多量な業務である「市民税当初賦課業務」について，ＲＰＡ・ＯＣＲ導入の手法や効果を検証する。 ※調査については，全中核市又はプロジェクト構成市を対象とする。 ２　「人事給与・勤怠管理業務」について，ＩＴ化による業務改善の手法や効果を検証する。 ※調査については，全中核市又はプロジェクト構成市を対象とする。	
今後の方向性		最終的な国への提言については，調査・研究の進捗状況により検討する。	
活動予定	第1回会議に向けた活動	４月～５月	・活動計画（案）の作成 ・調査項目の検討，ベンダーへの調査・方法の確認 ・各市の現状や課題を照会（基礎調査）
		５月29日	【第１回プロジェクト会議】 ・活動計画（案）の承認 ・調査･研究活動内容の決定
	第2回会議に向けた活動	６月～８月	・第１回プロジェクト会議の意見や調査内容を基に各市の現状や課題を整理 ・ベンダーへRFPを実施 ・RFPの結果を踏まえて，業務改善案の方向性を検討
		８月	・第2回プロジェクト会議については，必要に応じて実施
	第3回会議に向けた活動	９月～１０月	・必要に応じて，フォロー調査の実施 ・業務改善案の各市の導入可能性調査 ・提言案又は報告書を作成
		１０月３１日 １１月１日	【第3回プロジェクト会議】 ・提言案又は報告書について意見交換，承認
	その他		

【議事８－３】

活動計画

プロジェクト名	災害対応・防災力の強化プロジェクト	幹事市	高槻市
		副幹事市	倉敷市

調査研究テーマ		災害対応・防災力の強化	
目的		平成３０年の地震、豪雨、台風により、多くの中核市で甚大な被害が発生した。 今後も、南海トラフ地震や直下型地震、台風や集中豪雨などによる自然災害は全国のどこでも発生する可能性がある。 自然災害により、これまで整備を進めてきた都市基盤を失うことによる社会的・経済的な損失は計り知れないものであり、これらの災害からの被害を可能な限り抑止する事前防災・減災の取組や復旧・復興は、非常に重要である。 そのため、災害対応・防災力の強化に向けた課題を共有するとともに、国に対し、中核市が必要とする支援に係る提言を行うことを目的とする。	
内容		各市における防災・減災の取組の現状や課題について、また、被災市においては、災害からの復旧・復興の現状や課題等について意見交換を行い、災害対応・防災力の強化に向けた提言のとりまとめを行う。	
具体的な 調査研究事項等		１　各市の防災・減災に関する取組や課題を共有するとともに、課題の解決に向けた国への提言を作成する。 ⑴ ハード面（河川改修、土砂災害対策など） ⑵ ソフト面（自主防災組織の育成強化、消防団の活動支援など） ２　各市における自然災害の被災経験などを踏まえた、災害からの復旧・復興に関する取組や課題を共有するとともに、課題の解決に向けた国への提言を作成する。 ⑴ ハード面（公共施設の復旧など） ⑵ ソフト面（被災者支援、受援体制など）	
活動予定	**第1回会議に向けた活動**	４月～５月	・活動計画案の作成 ・各市へ取組状況や課題を照会、第１回会議資料として取りまとめ
		５月29日	【第１回プロジェクト会議】 ・活動計画案の承認 ・各市からの回答をもとに意見交換
	第2回会議に向けた活動	６月～８月	・第１回会議の資料・意見を基に課題等を整理・集約 ・提言素案の作成
		８月	【第２回プロジェクト会議】 ・提言素案を基に意見交換、提言の方向性を確認
	第3回会議に向けた活動	９月～10月	・第２回会議の意見を基に提言案を作成
		10月31日、 11月1日	【第３回プロジェクト会議】 ・提言案について意見交換、承認 【市長会議】 ・提言案の承認
	その他	11月～3月 随時	・提言活動 ・次年度への引継ぎ

【議事９】

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

１　会員加入状況

（令和元年５月１日現在）

政党名	衆議院議員	参議院議員	合　計
自由民主党	７０	５５	１２５
公明党	6	１３	１９
立憲民主党	１３	9	２２
国民民主党	１３	１２	２５
日本共産党	2	0	2
日本維新の会	1	5	6
自由党	0	0	0
希望の党	0	2	2
社会民主党	0	0	0
無所属	6	2	8
合　計	**１１１**	**９８**	**２０９**

２　世話役

（敬称略）

政党名	役　職		議員名＜選挙区等＞
自由民主党	会　長		衛藤　征士郎　＜衆⑫　大分２区　大分市ほか＞
	幹　事	衆議院	加藤　勝信　＜衆⑥　岡山５区　倉敷市ほか＞
		参議院	金子　原二郎　＜参②　長崎県＞
	副幹事		江島　潔　＜参②　山口県＞
			古賀　友一郎　＜参①　長崎県＞
公明党	幹　事	衆議院	古屋　範子　＜衆⑥　比例　南関東ブロック＞
		参議院	西田　実仁　＜参③　埼玉県＞
	副幹事		谷合　正明　＜参③　比例＞
立憲民主党	幹　事		逢坂　誠二　＜衆④　北海道８区　函館市ほか＞
国民民主党	幹　事	衆議院	岸本　周平　＜衆④　和歌山１区　和歌山市＞
		参議院	増子　輝彦　＜参③　福島県＞

３　平成３０年度の取組（実績）

（１）情報提供活動の実施

・メールマガジンの配信（毎月１回定期配信）

・中核市市長会パンフレットの配付

・提言書等の配付（提言・要請ごと実施）

・各市による継続的な加入依頼

（２）世話役と役員市長との懇談会の開催

・会の運営等に関する助言を得ることなどを目的とした懇談会を開催

日程：平成３０年８月２２日（水）

会場：ホテルルポール麹町（東京都千代田区）

出席者：世話役　６名　　中核市市長会　６名

（３）緊急集会の開催

・大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請(案)などの協議を目的とした集会を開催

日程：平成３０年９月２８日（金）１０時３０分から

会場：衆議院第一議員会館（東京都千代田区）

出席者：国会議員８１名（うち、代理６７名）

（４）緊急要請の実施

・大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請を実施

日程：平成３０年９月２８日（金）

要請先：石井　啓一　　国土交通大臣

小此木　八郎　内閣府特命担当大臣（防災）

出席者：世話役３名

（５）会員勉強会の開催

・中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会を開催

日程：平成３０年１１月１５日（木）

会場：衆議院第一議員会館（東京都千代田区）

出席者：国会議員　８６名（うち、代理４８名）

中核市市長会　１５名　　計　１０１名参加

４　令和元年度の取組（予定）

（１）情報提供活動の実施

・メールマガジンの配信（定期発信）

・中核市市長会パンフレットの配付

・提言書の配付

・会員市による加入の働きかけ

（２）世話役と役員市長との懇談会の開催

令和元年８月２０日（火）（予定）

（３）会員勉強会の開催

令和元年１１月開催予定

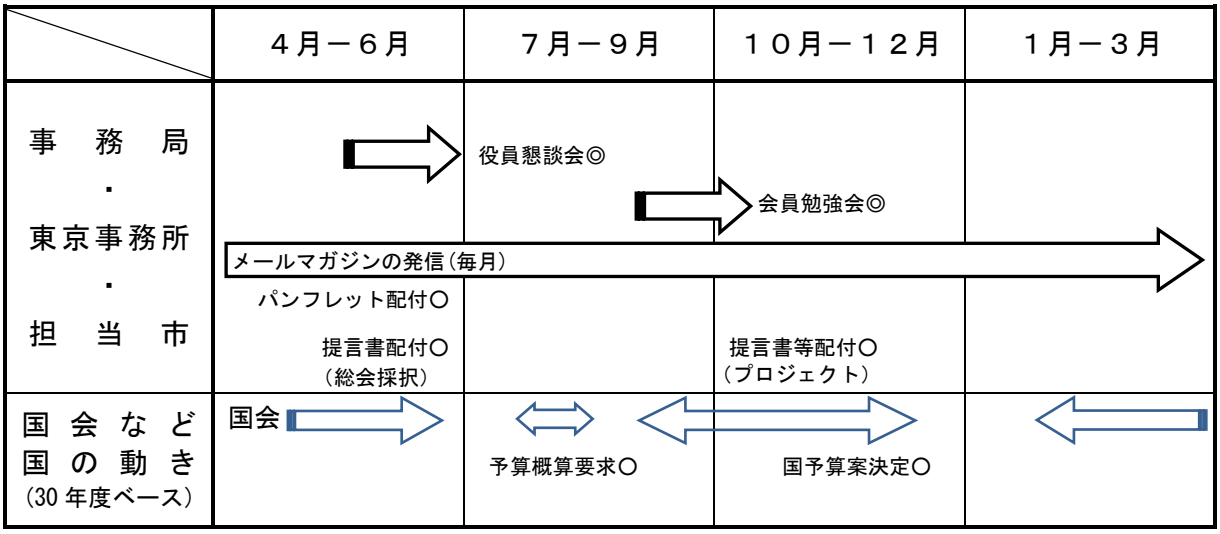

【議事１０】

令和元年度
指定都市市長会及び全国施行時特例市市長会との連携事業

１　三市長会連携事業

（１）三市長会共同提言（１０月１７日（木）実施予定）

＜今後の進め方＞

・提言書素案の作成（中核市市長会が担当）

・提言書素案の内容の精査（５～６月頃：各市長会の連携担当市により実施予定）

・連携担当市長会議（７月１９日（金）開催予定）で内容の検討

・提言書案の意見照会（８月頃：各市長会会員全市に照会予定）

・会長・連携担当市長会議（１０月１７日（木）開催予定）で最終確認後に提言活動

（２）市長会議

①連携担当市長会議（７月１９日（金）開催予定）

各市長会の連携担当市長による会議

【議事（案）】

・三市長会共同提言案の内容について

・今後の連携事業について

②会長・連携担当市長会議（１０月１７日（木）開催予定：同日提言活動を実施予定）

（３）経済団体との連携

①対象団体

日本経済団体連合会（以下「経団連」）、日本商工会議所、経済同友会

②平成３０年度の進捗状況

・「日本経済団体連合会　地域経済活性化委員会　企画部会」に三市長会構成市幹部が出席し、「地方創生に資する地方分権改革」をテーマに講演を実施。（平成 30 年 5 月 29 日開催）

・三市長会の構成市と地域の商工会議所との地域活性化に資する連携事例とりまとめ。

③今後の方向性

・三団体共通して、連携の目的、連携可能な具体的なテーマについて整理が必要

（４）その他

①職員勉強会（回数、時期、内容等未定）

※指定都市・全国施行時特例市市長会と調整中

②緊急要請等（必要に応じて実施）

２　中核市市長会と全国施行時特例市市長会の連携事業

（１）中核市サミット、全国施行時特例市市長会解散総会への相互参加

・両市長会の役員市長等が相互に参加予定

«平成３０年度　全国施行時特例市市長会秋季総会開催実績»

・日にち　１０月２４日（水）・２５日（木）

・出席者　中核市市長会副会長（豊田市長）

（２）その他

①共同提言・緊急要請等（必要に応じて実施）

②合同役員・連携担当市長会議（必要に応じて開催）

«平成３０年度合同役員・連携担当市長会議開催実績»

・日にち　８月２２日（水）

※総務大臣と中核市市長との懇談会にあわせて開催

・出席者　中核市市長会・全国施行時特例市市長会役員

※共同提言・緊急要請、経済団体との連携について等、両市長会で協議が必要な事案が生じた際に開催

【議事１１】

「中核市サミット 2019 in 長野」について

１　開催日

2019 年 10 月 31 日（木）
～11 月１日（金）

２　場所

ホテル国際２１（長野市県町５７６）

○「中核市サミット」とは
　地方分権の推進と中核市制度の充実強化を目指すため、開催市に中核市市長が集まって、都市共通の課題について議論を深め、その内容を全国に発信するもの

３　開催内容（案）

１日目	○プロジェクト会議 ○中核市サミット ◇テーマ まちの活力づくり　～地域の中核を担う都市として～ ◇内容 ・開会式 ・基調講演 講師：ＮＨＫ放送総局大型企画開発センター 阿部博史 チーフ・プロデューサー 内容：ＡＩ・ビッグデータを活用した地域課題解決策について ・分科会 ・全体会議、閉会式 ○レセプション　　など
２日目	○中核市市長会議 ○行政視察　　など

真田邸（長野市松代町）

【議事１２】

「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」について

１　研究会の概要

（１） 設置日：平成３０年５月１４日（総会での了承を得て設置）

（２） 目　的：中核市における自治体クラウド導入の課題となっている要因を分析し、課題解決に向けた検討を行う。

（３） 事務局：倉敷市企画財政部情報政策課

（４） 参加市：４９市　※アンケート調査等では、全会員市より協力を得る。

２　調査・研究事項（平成３０年１０月市長会議以降の実績のみを記載）

（１） 自治体クラウド導入によるコストの削減効果の検証

（１）調査・研究結果

☑ **共同クラウドの実施により２～３割程度のコスト削減効果が期待できる。**

〔主な調査結果〕

・ＲＦＩ参加事業者に対し、「住民記録システム」における単独・共同クラウドと自庁設置方式との見積額（費用積算明細）の提示を依頼。

⇒　ＲＦＩ参加事業者７社のうち、４社より見積額の回答あり

事業者からの平均見積額（１０年分費用総額）
※カッコは自庁設置方式とのコスト比

自庁設置方式	単独クラウド	共同クラウド（1市当たりの見積額）	
		２市	３市
11.5億円 (100.0%)	10.4億円 (90.4%)	**9.4億円 (81.7%)**	**8.7億円 (75.7%)**

共同クラウド導入により、自庁設置方式に比し約２５%、３億円弱のコスト削減効果が期待できることが示された。

なお、全会員市に対し、事業者個別の見積額等が分かる資料を送付しています。

（２） 業者が保有するパッケージシステムの現状等に関する調査

（３） 個別カスタマイズ抑制のための手法の考察

（４） 災害時にも行政サービスを安全に提供できる体制づくりの実現に向けた考察

（２）～（４）調査・研究結果

☑ **システム導入及び保守業務の調達における仕様書を作成し、共同クラウド導入の検討を後押し。**

〔主な調査結果〕

・２回のＲＦＩを経て、基本要件に共通化が可能（業者が対応可能）なカスタマイズ要件を加えた「住民記録システム等導入および保守業務調達仕様書（ひな形）」を作成し、全会員市に送付した。（４月末）

※調達仕様書（ひな形）及び基本要件書（ひな形）を別途添付

（５） 会員市のシステム現況一覧（中核市システム実施状況確認ツール）の作成

※平成３０年１０月に作成済。今年度、新会員市（４市）の追加を含む更新を行う予定。

３　今年度の取組について

平成３０年度の取組や中核市市長、事務担当者からの意見等を踏まえ、次のとおり取組を行いたい。

（１） 研究テーマ（案）

① 国民健康保険業務における「国保市町村事務処理標準システム」の導入に向けた問題点の整理と解消策の研究

・平成３０年度の「住民基本台帳」の業務システムに引き続き、基幹系システムである「国民健康保険」の業務システムについても、中核市におけるクラウド導入等に向けた研究を行う。

・国保業務においては、厚労省より「国保市町村事務処理標準システム」が提示され、各自治体における活用を推奨※している。しかしながら、中核市の規模では機能的に十分とは言えず、活用を検討する場合には、別途外付けでシステムを構築する必要あると推測される。本研究会では、そういった観点も踏まえつつ、「国保市町村事務処理標準システム」の分析・研究及びクラウドでのシステム導入における問題点の整理と解消策の研究を行う予定。

※ 導入時に国から最大 10/10 の助成あり（2023 年度導入分まで）

② 会員市のシステム現況一覧（中核市システム実施状況確認ツール）の更新

・昨年度作成したシステム現況一覧のデータメンテナンス（新規会員市及び前回照会時との変更点等の情報収集）を行う。

（２） 主な活動内容

5 月 29 日	中核市市長会総会にて事業の報告及び今年度取組の提案
6 月	参加可否にかかる意向調査（全会員市宛）・参加市の決定
7 月～10 月	・国保市町村事務処理標準システムの導入に向けた問題点の整理 ・国保市町村事務処理標準システムの要件仕様の分析 ・システム稼働状況簡易検索ツールの更新
11 月 1 日	中核市市長会議in長野にて研究成果等を報告（中間報告）
11 月～3 月	・国保市町村事務処理標準システムの導入に係る事業者への情報提供依頼 ・国保市町村事務処理標準システムを導入するにあたっての課題の整理 ※次年度の総会にて報告を実施

※定期的に会議をすることが困難なため、引き続き活動は主にメールにて行う。

【議事１３】

活動計画（案）

プロジェクト名	児童虐待防止検討プロジェクト	幹事市	豊田市

調査研究テーマ		児童虐待への対応にかかる中核市の役割	
目的		昨年度末、国等における中核市に児童相談所の設置義務化を求める動きに対応し、中核市市長会では厚生労働省に対し緊急要請を行うなどの活動を実施した。 最終的に閣議決定された法案に児童相談所必置化に関する記載はなかったものの、今後も児童虐待防止に向けた検討を進める中で、中核市における児童相談所の設置義務化は引き続き重大な争点になると考えている。 また、今後厚生労働省、都道府県、政令指定都市、中核市等をメンバーとする協議会が設置された際には中核市としての考えを述べる必要がある。 一方で、それぞれの中核市が置かれている状況は様々で、課題も一様ではないため、まずは児童虐待防止に関係団体が一丸となって対応するために、中核市として取り組むべきこと、国や県に要望すべきこと等を本プロジェクト内で整理する。	
内容		児童虐待にかかる各市の現状を踏まえ、課題を明らかにした上で、児童虐待への対応に係る中核市の役割や、国・県へ要望等が必要な内容について整理する。	
具体的な調査研究事項等		・ 地域の特性や現状が異なる各市の現状把握 ・ 児童虐待への対応にかかる中核市の役割の整理 ・ 国・県等へ要望等が必要な内容についての整理	
今後の方向性		・参加メンバーは意向調査を参考に、5月29日の総会後に決定予定 ・事務担当者会議出席者は各市の子ども部局担当者を想定	
活動予定	総会に向けた活動	５月	・活動計画（案）の作成 ・全中核市を対象に参加意向等調査の実施
		５月２９日	【中核市市長会総会】 ・特別プロジェクトの設置に関する審議 ・プロジェクト推進体制について検討
	第１回会議に向けた活動	６月	・全中核市を対象に現状調査の実施
		７月	【第１回事務担当者会議】 ・調査結果を基に検討の方向性について意見交換，方向性を確認
		８月下旬	【第１回特別プロジェクト会議】 ・調査結果を基に検討の方向性について意見交換，方向性を確認
	第２回会議に向けた活動	９月上旬	・第１回会議の結果に基づき県、国への要望事項を検討 ・各市の状況に応じた中核市の役割、児童虐待防止に向けて必要な事項の整理
		９月下旬	【第２回事務担当者会議】 ・本年度検討結果について意見交換
		10月31日・11月１日	【第２回特別プロジェクト会議】 ・本年度検討結果について意見交換
	その他		

「児童虐待防止検討プロジェクト」設置に関する意向等調査の結果について

【調査概要】
調査期間：令和元年５月１４日～５月２３日
調査対象：５８市（令和元年度中核市市長会会員市）
回答市　：５８市

【質問１】「児童虐待防止検討プロジェクト」の設置について

賛同する　：５８市（１００%）
賛同しない：　０市（０%）

全ての会員市が
プロジェクトの設置に**賛同**

【質問２】「児童虐待防止検討プロジェクト」の設置に対する意見（抜粋）

・プロジェクト設置にあたっては、中核市の現状が一様でないことを踏まえ、児童相談所を設置する市と設置しない市、それぞれの立場における、果たすべき役割や課題、国に要望すべき支援策について議論する場とすべきである。
・児童虐待は人口が多い少ないにかかわらず、子どもがいるところであれば、絶えず発生する可能性がある。その現実をしっかりと認識した上で、関係機関や自治体間の情報共有のあり方や、それに基づいた具体的な対応策を検討することは必要と考える。

【質問３】「児童虐待防止プロジェクト」への参加について

参加する予定である　：５２市（８９.７%）
参加しない予定である：　５市（　８.６%）
未定　　：　１市（　１.７%）

８割を超える会員市から
参加の意向をいただきました

【質問４】「児童虐待への対応に係る中核市の役割」について（抜粋）

・児童虐待対応件数が増え続け、痛ましい事件が後を絶たない中、一定の人口規模をもつ基礎自治体である中核市が児童相談所の設置を含め、子ども支援の専門性を高めていくことは虐待予防やすべての子どもの健やかな育ちを保障していく上で重要な役割と考える。
・現在市町村においては、子ども家庭総合支援拠点の設置が努力義務とされているが、中核市においては義務とし、いち早い支援拠点の設置及びその充実を目指し、児童虐待に係る地域の拠点都市を目指すことで、まずは将来に向けて地力をつけていく段階ではないかと考える。
・中核市は基礎自治体として市民にとって身近な相談先であり、保育所、学校などの関係機関や地域、行政機関と連携して子育ての不安や負担感等が背景にある家庭への支援や児童虐待の未然防止の取り組みを進める役割があると考える

【質問５】質問４の役割を達成する上での課題、国・県等への要望

《主な意見》
・財政支援（施設設置、開所準備、運営、人的配置等）
・人材育成（人材の確保と専門性の担保に対する支援、自治体を超えた人事異動制度の確立）
・役割分担の明確化（施設の整備に関する役割分担、県児童相談所と市の役割分担）
・連携力の向上（関係機関とのスムーズな情報連携、検討に必要な情報の共有）

【議事13 資料2】

中核市における児童相談所の設置に関する緊急要請

平成３０年１２月２７日に公表された「社会保障審議会 児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」において、中核市における児童相談所の設置義務化も含めた法令上の措置の検討等の必要性が示された。

中核市における児童相談所の設置については、平成２８年５月の児童福祉法等の一部改正の際に、人口や財政規模、都道府県が設置する児童相談所が市内または近隣に所在するかなど各市で状況が異なることから、本会の意見として、各市の現状や意向を踏まえて、国と中核市の間で丁寧な議論を積み重ねるとともに、財源の確保や専門的人材の育成・確保など、国において継続的かつ安定的な支援措置を講じるよう要望した。

また、この改正では、国・都道府県・市区町村それぞれの役割・責務が明確化され、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談体制の強化を図るため、市区町村による「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促し、都道府県が設置する児童相談所との役割分担による連携した支援の方向性が示された。そのため、多くの中核市は、自らの保健所設置市としての機能を発揮しながら、都道府県の児童相談所や関係機関等との緊密な連携により継続した支援を行い、児童虐待の未然防止等に取り組んでいるところである。

さらに本会では、これまでにも、平成２９年度に中核市にとっての児童相談所設置の推進を阻害する要因等を検証するためのプロジェクト会議を設け、一時保護所・児童相談所（事務所部分）の整備費への適切な財政措置や専門的人材の育成・確保についての提言を取りまとめるなど、関係省庁・政党への提言活動を行ってきた。

しかしながら、これまでの提言等に対して十分な対応はなされておらず、さらには、本来、国において、中核市の取組状況や都道府県が設置する児童相談所との役割分担の現状・課題等に係る詳細な実態把握を行い、その結果を踏まえて審議がなされるべきところ、当事者である中核市の実情や意見が反映されないなかで、唐突に、中核市における児童相談所の設置義務化も含めた法令上の措置の検討の必要性が明記されたことに多くの中核市及び中核市への移行を検討している市は大変困惑している。

こうしたことから、中核市における児童相談所の設置促進については、地域の特性が異なる各市の現状や意見を十分に聴いていただき、中核市及び中核市への移行を検討している市との間での丁寧な議論を積み重ねたうえで、義務化ありきではなく、設置の後押しとなる十分な財政措置や専門的人材の育成・確保にかかる支援の充実によるものとするよう強く要請する。

平成３１年　１月２３日

中　核　市　市　長　会

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

１．児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

２．児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

（１）児童相談所の体制強化【①は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
④ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。

（２）児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
② 政府は、施行後５年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
③ 政府は、施行後５年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

（３）関係機関間の連携強化【①・②の前段は児童虐待の防止等に関する法律、②の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

① 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
② ＤＶ対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はＤＶ被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

３．検討規定その他所要の規定の整備

① 民法上の懲戒権の在り方について、施行後２年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
② 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後１年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
③ 児童の意見表明権を保障する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後２年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
④ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後１年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
⑤ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成32年４月１日（２（１）②及び④の一部については平成34年４月１日、２（２）①は平成35年４月１日。）

出典：厚生労働省資料（中核市市長会にて加筆）

【議事１４】

風しんに関する追加的対策の実施に係る財政措置等を求める緊急要望（案）

今般の風しんの発生状況を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが国民生活の安心にとって極めて重要であるとし、平成 30 年 12 月 13 日付で、国から「風しんに関する追加的対策骨子」が示された。

この追加的対策においては、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3 年間、全国で原則無料で定期接種を実施すること、ワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査を受けていただくこととされた。

しかしながら、市区町村の費用負担については、「風しん対策に係る自治体との意見交換会」（平成 30 年 12 月 17 日、厚生労働省講堂）及びその後の「風しんＱ＆Ａ」において、抗体検査については、国 1/2、市区町村 1/2、定期接種については、費用の 9/10 を普通交付税で手当てすることが示されている。

風しんに関する追加的対策は、風しんの感染拡大を終息させることを目指し、期間を限定し緊急的に追加された対策であり、実施主体となる市区町村が住民の風しんの感染予防とまん延防止を着実にすすめるためには、確実な財源の保障及び実施体制の整備がなされなければ、円滑な施行は困難である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

１　風しんに関する追加的対策については、市区町村に財政負担が生じることがないよう、国の責任において必要な財源を確保すること。

　また、抗体検査についても、今回の予防接種実施に至る経緯に鑑み、本体と同様の財政措置を講じること。

２　事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要となる経費に対しても同様の財政措置を講じること。

３　居住地のみならず居住地以外の医療機関等においても、抗体検査及び予防接種を受けることができる全国規模の広域性を持った内容であることから、抗体検査同様、予防接種に係る標準単価の設定の他、休日・夜間における実施体制の整備等、国の責任において実施体制の整備を行うこと。

４　国は、地方自治体及び関係機関が、対象者に対して新制度を確実に周知でき、混乱なく円滑に業務を運営するために必要な作業に着手できるよう、具体的な取扱を示すこと。

令和元年　　月　　日

中 核 市 市 長 会

「風しんに関する追加的対策」に係る
平成 31 年度全国市町村の予算措置状況について

以下の「風しんに関する追加的対策」に係る全国市町村の予算措置状況は、青森市が実施した「風しんの追加的対策に関する調査」（平成 31 年 2 月 28 日～3 月 8 日。全国 1,741 市町村中、回答市町村 1,188 回収率 68.2%）に基づくものである。

平成 30 年 12 月 13 日付
厚生労働省公表
風しんに関する
追加的対策骨子

国の 31 年度予算措置

クーポン券の発送	抗体検査	予防接種
	国 1/2 市町村 1/2	全額市町村負担 （9/10 を普通交付税措置）
	約 330 万人 約 60 億円 国30億、市町村 約30億	約 70 万人 市町村 約70億

緊急的時限措置であるにも関わらず、予防接種は全額地方負担

全国市町村の予算措置状況
（※全国市町村アンケート結果）

2,801,999 人 約 140 億円 ↓ 全国推計予算 約 270 億円 （回答市町村から 100%に換算） 国30億、市町村 約240億	634,778 人 約 57 億円 ↓ 全国推計予算 約110億円 （回答市町村から 100%に換算） 市町村 約110億

【全国市町村のクーポン券発送時期】
約8割 の市町村が、
4月1日からのクーポン発送ができない

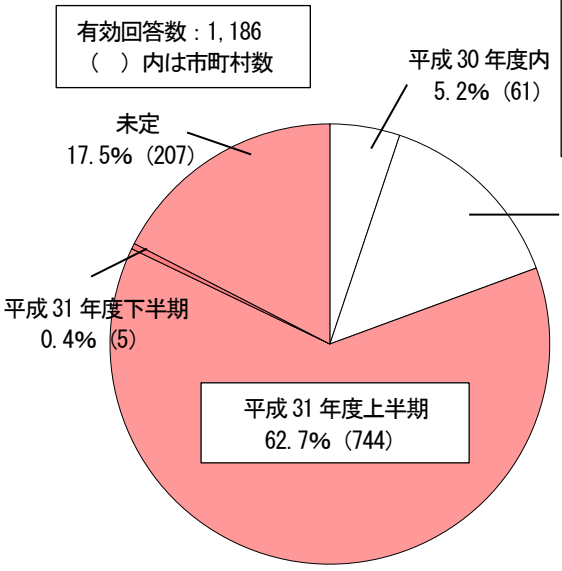

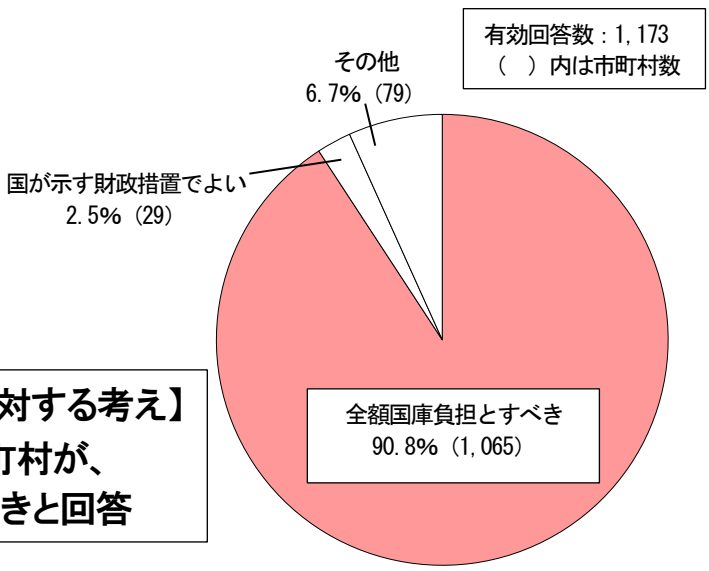

【全国市町村の財源措置に対する考え】
90.8% の市町村が、
全額国庫負担とすべきと回答

中核市市長会東京事務所への職員派遣市の決定方法　輪番表　※平成31年度（令和元年度）から運用開始

【職員派遣市の決定方法】 職員派遣市は、以下の順に決定する。

① **職員派遣・役員就任・サミット開催のいずれの実績もない市**（ただし、中核市移行後５年間は職員派遣を免除する）
② （①に該当する市がない場合）**職員派遣・役員就任・サミット開催の最終実績から最も年数が開いている市**
③ （①または②において、複数の市が該当する場合）**中核市移行順**
④ （③において、複数の市が該当する場合）**中核市市長会における自治体番号順**

【職員派遣市決定の時期】

総会で役員就任とサミット開催の決定がなされた段階での、輪番順位の上位の市が次年度の職員派遣市となる。

●職員派遣市の輪番順位（令和元年5月総会後の順位。今後の職員派遣等の実施状況により毎年度順位は変動する）

輪番順位 ※カッコは 経過措置期限	会員市	①実績の有無	②最終 実績年度	③中核市 移行年度	④自治体 番号	参考		
						職員派遣	役員就任	サミット開催
1	富山市	無	－	H8	21			
2	秋田市	無	－	H9	6			
3	旭川市	無	－	H12	2			
4	川越市	無	－	H15	14			
5	船橋市	無	－	H15	17			
6	東大阪市	無	－	H17	36			
7	函館市	無	－	H17（10月）	1			
8	西宮市	無	－	H20	40			
9	久留米市	無	－	H20	52			
10	高崎市	無	－	H23	13			
11	豊中市	無	－	H24	31			
12	那覇市	無	－	H25	58			
13	枚方市	無	－	H26	33			
14	越谷市	無	－	H27	16			
15（R2）	呉市	無	－	H28	46			
16（R2）	佐世保市	無	－	H28	54			
17（R3）	八戸市	無	－	H28（1月）	4			
18（R4）	福島市	無	－	H30	8			
19（R4）	川口市	無	－	H30	15			
20（R4）	八尾市	無	－	H30	34			
21（R4）	明石市	無	－	H30	39			
22（R4）	鳥取市	無	－	H30	43			
23（R4）	松江市	無	－	H30	44			
24（R5）	山形市	無	－	H31（R1）	7			
25（R5）	福井市	無	－	H31（R1）	23			
26（R5）	甲府市	無	－	H31（R1）	24			
27（R5）	寝屋川市	無	－	H31（R1）	35			
次年度以降、新たに中核市に移行した市がここに入る								

28	金沢市	有	H10	H8	22		H8-10	
29	姫路市	有	H16	H8	37	H15-16(注1)	H8-16	H12
30	長崎市	有	H20	H9	53	H19-20(注1)	H13-20	H14
31	松山市	有	H21	H12	50			H21
32	岐阜市	有	H22	H8	26	H21-22(注1)	H17-22	H18
33	郡山市	有	H22	H9	9			H22
34	福山市	有	H22	H10	47		H21-22	H20
35	和歌山市	有	H24	H9	42	H23-24	H23-24	H23
36	大分市	有	H24	H9	55		H23-24	
37	下関市	有	H25	H17(10月)	48			H25
38	高松市	有	H26	H11	49	H23-24	H23-24	H26
39	豊橋市	有	H27	H11	27	H25-27	H19-26	H17
40	奈良市	有	H28	H14	41	H23-28	H23-28	
41	青森市	有	H28	H18	3	H25	H25-28	H24
42	前橋市	有	H28	H21	12		H27-28	H27
43	鹿児島市	有	H29	H8	57			H29
44	横須賀市	有	H29	H13	20	H28-29	H19-22 H25-29	H19
45	大津市	有	H29	H21	30		H28-29	
46	いわき市	有	H30	H11	10		H29-30	H28
47	八王子市	有	H30	H27	19	H29-30		
48	高知市	有	R1	H10	51		H15-18 H30-R1	H15
49	宮崎市	有	R1	H10	56		H19-22 H28-R1	H16
50	長野市	有	R1	H11	25			R1
51	尼崎市	有	R1	H21	38		H30-R1	
52	宇都宮市	有	R2	H8	11	R1-2		
53	豊田市	有	R2	H10	29	H17-18(注1) H30-R2	H11-18 H28-R2	H13
54	倉敷市	有	R2	H14	45	H26-27 H29-R1	H25-30	H30(中止) R2
55	岡崎市	有	R2	H15	28		R1-2	
56	高槻市	有	R2	H15	32		H29-R2	
57	盛岡市	有	R2	H20	5		R1-2	
58	柏市	有	R2	H20	18	H28-29	H29-R2	
今後、職員派遣・役員就任・サミット開催のいずれかを実施した会員市がここに入る								

（注1）東京事務所を開設した平成23年度以前は、会長市の事務局にて現在の東京事務所業務も担っていた。 H15-16：姫路市、H17-18：豊田市、H19-20：長崎市、H21-22：岐阜市